

令和2年度第1回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会（書面会議） 会議録

議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 諮問・答申について 2 令和元年度主催事業の報告について 3 令和2年度事業計画について 4 令和2年度予算について 5 令和2年度社会教育委員の推薦について（専決） 6 その他
日時	令和2年8月29日（土）
場所	書面会議のため設定なし
出席者 （表決書提出者）	会長：細田 勲 副会長：小澤 登代子 田中 由季乃、浅岡 肇、吉原 敏明、 島村 淑子、小俣 宏之
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第1回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会次第 ・資料1 茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について ・資料2 茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問に係る答申作成スケジュール ・資料3 事務局説明 ・資料4 令和元年度主催事業報告（7.24版） ・資料5－1 令和2年度主催事業計画 ・資料5－2 ◎講座情報（7月号） ・資料6 令和2年度予算 ・資料7－1 茅ヶ崎市社会教育委員の推薦について ・資料7－2 社会教育委員名簿 ・資料8 審議事項 ・資料9 質問事項等（記入用紙）
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	-

(会議の記録)

○議題1 諮問・答申について

諮問は、社会教育法第29条第2項「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」の規定に基づいたものであり、書面にて会議を行った。

『別紙資料1「茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について」にあるように、公民館は、戦後の公民館制度の発足当初から、市民の自治能力の向上と地域づくりに貢献することが求められてきたところです。しかしながら、近年の社会情勢、生活環境の変化により市民生活水準も向上し、個人一人一人のライフスタイルが多様化する一方、核家族化等による地域のつながりの希薄化等に伴い、地域を取り巻く諸課題も複雑・多様化してございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年2月末から3年3月末まで公民館主催事業を中止している状況であることや、ウィズコロナ時代での新しい生活様式が求められている中で、「公民館」も時代に即した変容がこれまで以上に求められているところでございます。

時代に即した変容のためには、改めて地域の課題に向き合い、解決するための「地域力」をより一層高めるべく、公民館が多様な住民をつなぐ場、幅広い活動の場であると同時に、地域の課題解決や地域づくりに繋がる様々な学習の機会を提供していくことが必要不可欠であると考えてございます。

以上のことから、本資料項番1「検討を求める事項」において、「社会の変化に対応した「地域活動の拠点」となる公民館のあり方について」として、1つ目「これからの公民館に求められる役割・機能について」、2つ目「公民館事業のあり方について（事業の認知度や参加者層の拡大に向けて）（ウィズコロナ時代での新しい生活様式に即したオンライン講座等の活用）」、3つ目「地域集会施設との連携について」について諮問をいたしますので、ご審議のうえ答申いただきますようお願いいたします。

次に諮問に係る答申作成のスケジュールについてご説明いたします。別紙資料2「茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問に係る答申作成スケジュール」をご覧ください。項番1、項番2は、先ほどの資料1と同様でございます。項番3におきまして、答申の希望日をお示ししてございまして、令和3年3月に答申をお願いいたします。項番4におきまして、今後のスケジュールをお示ししてございます。まず、今回の第1回から10月の第2回までに各委員の皆様におかれまして、答申素案の作成、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。次に、第2回から12月の第3回までに各委員の皆様におかれまして、答申素案の作成・発表等、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。最後に、第3回から3月の第4回までに答申のとりまとめ、また、必要に応じて

臨時会の開催を予定してございます。

以上のように大変長い期間、委員の皆様方にはご審議いただくこととなりますが、何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。』

会議資料及び事務局説明に基づき、各委員にご審議いただき、全委員から事務局に表決書が提出された。松林公民館運営審議会委員7人に対して7人の表決書の提出をいただき、過半数の提出をいただいているため、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条第3項の開催要件を満たしており、会議は成立した。松林公民館長からの諮問について全委員から承認をいただき、答申に向けて審議を進めていくこととした。

また、委員からは以下の意見が出された。

(浅岡委員)

資料1にあるとおり、公民館は市民の自治能力の向上と、市民が地域づくりに貢献することができる場を提供することが、最も重要な役割である。地域の活動の拠点であるから、情報の発信場所としての役割も果たさなければならない。イベント、講座、市民に役立つ情報を、回覧等を活用して多く発信していただきたい。

○議題2 令和元年度主催事業の報告について

別紙資料4を御確認いただくことで、報告とさせていただきます。

委員にご確認いただいた。

○議題3 令和2年度事業計画について

別紙資料5-1～5-2を御確認いただくことで、報告とさせていただきます。

委員からは以下の意見が出された。

(田中委員)

たくさんの事業を計画されていたのに、とても残念です。「動画講座」は新しい試みですね。期待しています。

(島村委員)

従来 of 活動ができない中、動画講座は良いと思いますが、老人には無理です。老人向けには、何ができるか、考えましょう。

○議題4 令和2年度予算について

別紙資料6を御確認いただくことで、報告とさせていただきます。

委員にご確認いただいた。

○議題5 令和2年度社会教育委員の推薦について（専決）

別紙資料7-1～7-2を御確認いただくことで、報告とさせていただきます。
委員にご確認いただいた。

○議題6 その他

各委員にて報告事項等がございましたら、別紙資料9に御記入のうえ、同封の返信用封筒にて御返送くださるようお願いいたします。

委員からは以下の意見が出された。

(細田委員)

新型コロナウイルス感染症対応を最優先にされたい。

(島村委員)

10月に密をさけるような形で会議を行いますようお願いいたします。コミュニケーションの不足が懸念されます。公民館活動の大きなネックとなります。With コロナの中で何ができるか、このむずかしい課題を真剣に考えないと地域が死にます。

会長署名 細田 勲

委員署名 田中 由季乃